

実施計画書に対する意見及び事業者見解

1 環境影響評価実施計画書全般

意見の概要	事業者見解
本実施計画書が対象としている地域は、既に、既存の古い廃棄物焼却施設が立地し、その建設にあたっては、環境アセスメントが実施され、さらに事後アセスメントも長年にわたり実施されてきている。 過去の環境資産を活かし、住民の十分な参加のもとに、国内で誇れる本物の環境アセスメントを実施されるよう要望する。	安佐南工場建替事業に係る環境影響評価については、事業特性及び地域特性を考慮して、事業実施による環境への影響を客観的に評価するとともに、これまでの現安佐南工場の環境影響評価や環境調査を踏まえた評価を行います。 また、周辺住民への情報公開と住民参加を目的として、環境影響評価の調査結果について説明会を開催し、意見を評価書に活かします。
現地調査を実施した時点以降に実施予定（済み）の事業を列挙し、道路交通をはじめとするそれぞれの環境影響予測結果と重ね合わせ、寄与率を示した複合環境影響予測結果を示すこと。	安佐南工場建替事業に係る環境影響評価については、他の事業で実施された環境影響評価や交通量の予測を基に可能な限り複合予測を行います。

2 事業計画

(1) 解体工事

意見の概要	事業者見解
解体工事中の排水を公共下水道へ放流するとの説明であったが、具体的な施工計画及び排水処理計画を示すこと。また、解体工事中の雨水についても、河川にそのまま流下させず、同様に処理する計画とすること。	現工場解体工事は、ダイオキシン類等有害物質による汚染の拡散を防止するため、厚生労働省通達（平成 13 年 4 月 25 日付け基発第 401 号の 2）に基づき実施します。 具体的には、焼却炉本体や煙突、除じん装置等の汚染場所及び解体廃棄物の保管場所等の作業場所を管理区域として密閉し、管理区域内からの排気については、ダイオキシン類等有害物質で汚染された可能性のある粉じんを除去する高性能フィルターにより処理した上で、大気中に排出します。また、このフィルター排気出口において粉じん計を用いて粉じん量を連続測定し、排気の安全性を確認します。 更に、汚染物質が地下へ浸透しないよう管理区域内の床面をコンクリートで覆った上で、管理区域内からの排水については、凝集沈殿法等の処理施設で適正に処理し、直接、公共下水道へ放流します。 このように、解体工事を実施するにあたっては、管理区域を密閉した上で、管理区域からの排気を処理し、ダイオキシン類等有害物質を外部に飛散させないよう対策を取るため、雨水がダイオキシン類等有害物質と直接、接触することはありません。 これらの対策により、雨水にダイオキシン類等
現工場解体工事中の降雨による水質、底質及び地下水環境に対する環境影響評価を実施すること。	

意見の概要	事業者見解
	有害物質が含まれる可能性がないことから、現工場解体中の降雨による水質、底質及び地下水環境への影響がないため、項目として選定していません。 なお、解体工事の具体的な施工計画及び排水処理計画については、準備書に記載します。

(2) 環境保全措置

意見の概要	事業者見解
ダイオキシン類対策は、塩ビ製品を燃やさないことに尽きる。	ごみ焼却施設から発生するダイオキシン類には、低温で不完全燃焼によって生成されるものと、燃焼後、排ガス処理設備入口で排ガス温度が300℃程度となる場合に排ガス処理設備内で合成されるものがあります。 そのため、ダイオキシン類の削減対策としては、発生を抑制するために、ごみを高温で完全燃焼させること及び排ガスを概ね200℃まで急速冷却させることが必要であり、また、微量でも発生したダイオキシン類を除去するために、排ガス処理設備が必要となります。 ごみの不完全燃焼を防ぐため、ごみピット内のごみを混合、攪拌し、ごみ質の均一化を図り、焼却炉へのごみの供給を定量的に行います。このことにより、焼却炉内の急激な温度変化を防ぎ、800℃以上の燃焼温度で、ごみを安定的に完全燃焼させます。また、燃焼ガスを急速冷却することにより、ダイオキシン類の排ガス処理設備内における合成を最大限抑制します。 更に、燃焼ガス中に微量でもダイオキシン類が含まれる可能性が考えられることから、ばいじんに着したダイオキシン類については、バグフィルターによりばいじんとともに除去し、また、ガス状のダイオキシン類については、燃焼ガスに活性炭を吹き込み、活性炭に吸着させることで除去する等の高度な排ガス処理技術を導入することで、万全の環境保全対策をとります。 以上の環境保全対策を講じることにより、ごみの中に塩ビ製品が混入しても問題ないと考えています。 なお、今回の環境影響評価の中でダイオキシン類についても予測を行い、その影響について評価をします。

3 調査、予測、評価

(1) 調査

意見の概要			事業者見解
下記の項目を選定するべきではないか。			・現工場解体工事、建設機械の稼動による二酸化硫黄の排出について 二酸化硫黄は、化石燃料である石炭や石油を燃焼することにより発生します。 二酸化硫黄の発生を抑制するため工場等の固定発生源では、二酸化硫黄の発生の原因物質である燃料中の硫黄の含有量や排ガス中の二酸化硫黄の排出量が規制されています。そのため、工場等では二酸化硫黄を除去するために脱硫装置を設置する対策が取られています。 一方、車両等の移動発生源では、車両等に脱硫装置を組み込むことは困難なため、燃料中の硫黄の含有量を規制する対策が取られ、現在使用されている軽油やガソリンの硫黄の含有量は極めて微量となっています。 これらの対策が取られた結果、二酸化硫黄の環境中の濃度は極めて低い値となっており、事業計画地周辺環境においても、広島市が常時監視を行っている伴小学校測定局及び安佐南測定局の平成16年度の二酸化硫黄濃度は、各々、環境基準の1／13以下、1／5以下と極めて低くなっています。 現在の環境中の二酸化硫黄濃度が極めて低いこと及び燃料中の硫黄は極めて微量であり、現工場解体工事及び建設機械の稼動に伴う二酸化硫黄の発生も極めて少ないことから、大気質への影響は極めて小さいと考えられるため、項目として選定しません。 ・車両の運行による粉じんについて 工事用車両の運行による粉じんの発生の恐れがあるため、項目として選定します。 なお、ごみ収集車の運行については粉じんの発生の恐れがないため、項目として選定しません。 ・現工場解体工事における悪臭について 現工場解体工事によりごみピットからの悪臭の発生の恐れがあるため、項目として選定します。 ・現工場解体工事、造成等による水質、底質、地下水について 現工場解体工事は、ダイオキシン類等有害物質による汚染の拡散を防止するため、厚生労働省通達(平成13年4月25日付け基発第401号の2)に基づき実施します。
環境要素の区分		環境要因の区分	
大気環境	二酸化硫黄	現工場解体工事及び建設機械の稼動	
	粉じん	車両の運行	
	悪臭	現工場解体工事	
水環境	水質、底質、地下水	現工場解体工事、造成等	
環境への負荷	二酸化炭素	現工場解体工事、建設機械の稼動、車両運行、廃棄物搬出入	
健康と保健		現工場解体工事	
交通（大気、騒音、振動等）		渋滞状況	

意見の概要	事業者見解
	具体的には、焼却炉本体や煙突、除じん装置等の汚染場所及び解体廃棄物の保管場所等の作業場所を管理区域として密閉します。 また、汚染物質が地下へ浸透しないよう管理区域内の床面をコンクリートで覆い、管理区域内の排水については、凝集沈殿法等の処理施設で適正な処理を行った上で、直接、公共下水道へ放流します。 これらの対策により、現工場解体工事による水質、底質、地下水への影響が考えられないため、項目として選定しません。 ただし、造成時において降雨による河川の濁りの発生が想定されるため、水の濁りについては、項目として選定します。 ・現工場解体工事、建設機械の稼働、車両運行、廃棄物搬出入による環境負荷について 現工場解体工事、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び廃棄物の搬出入による環境負荷について実施します。 ・現工場解体工事による健康と保健について 現工場解体工事は、焼却炉等の汚染場所及び解体廃棄物の保管場所等の作業場所を管理区域として密閉し、管理区域内からの排気については、ダイオキシン類等有害物質で汚染された可能性のある粉じんを除去する高性能フィルターにより処理した上で、大気中に排出します。また、このフィルター排気出口において粉じん計を用いて粉じん量を連続測定し、排気の安全性を確認します。 更に、汚染物質が地下へ浸透しないよう管理区域内の床面をコンクリートで覆った上で、管理区域内からの排水については凝集沈殿法等の処理施設で適正に処理し、直接、公共下水道へ放流します。 このように、解体工事を実施するにあたっては、管理区域を密閉した上で、管理区域からの排気を処理し、ダイオキシン類等有害物質を外部に飛散させないよう対策をとること及び管理区域内の排水についても河川へ放流せず、直接、公共下水道へ放流することにより、ダイオキシン類等有害物質による周辺環境への影響を防止することから、健康と保健への影響は考えられないため、項目として選定しません。 ・渋滞による大気・騒音・振動等について 渋滞時の大気・騒音・振動等について環境影響評価に含め実施します。

意見の概要	事業者見解
当該地域は、広島市においても最も人口増加率が大きい地域であり、前回の調査結果が、既に古い可能性があるため、最新の環境の状況を適切に代表しているかどうかについて検討、検証を行いその結果を示す必要があると考える。	事業計画や規制基準の変更、交通量の増加等により、新たに調査が必要となった騒音、振動、交通量、悪臭、電波障害及び景観の項目については、再度、現地調査を行います。 なお、大気質などその他の項目について平成14、15年度の調査結果を活用する場合は、その妥当性について検討、検証を行った上で結果を準備書に記載します。

(2) 予測

意見の概要	事業者見解
現工場解体工事中の建設機械、解体工事自体による大気質の予測は、事例を踏まえ定量的に実施すること。	現工場解体工事及び工事中の建設機械の稼働による大気質の予測は、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質については定量的に予測を行います。 ただし、解体に伴う粉じん等については、発生量の予測が困難なため、事例を踏まえた定性的な予測を行います。
悪臭の予測は、事例を踏まえ定量的に実施すること。	工場稼働に伴う悪臭については、大気質と同様に拡散シミュレーションにより、定量的に予測を行います。 ごみ収集車からの悪臭については、悪臭の発生量の予測が困難なため、ごみ収集車からの臭気の状態などにより定性的な予測を行います。

(3) 評価

意見の概要	事業者見解
評価手法について、ほとんどの手法が、「環境への影響が実行可能な範囲でできる限り回避または低減されているか否かを検討します。」とされているが、この表現は不適切、不十分であり、できるだけ客観的、絶対的評価を行うこと。 また、環境への影響が回避または低減されているかを評価するのであれば、代替案の予測評価並びに感度分析を手法として記述し、それらの結果を合わせて評価することを明記する必要がある。	環境影響評価については、広島市環境影響評価条例に基づき、実施計画書等を公告・縦覧するとともに、内容について市民から意見を募集します。また、環境影響評価手法等について広島市環境影響評価審査会において審査され、環境影響評価に反映されることから、客観性が保たれると考えています。 また、環境影響評価実施項目の中で定量的な予測が可能な項目については、予測結果を数値で表します。
予測の際に、必要に応じ感度分析を積極的に実施し、その結果をすべて記載した上で、評価することを明記する必要がある。	「環境影響の回避・低減の評価」にあたっては、建造物の構造・配置のあり方、環境保全設備、工事方法等を含む幅広い環境保全措置を対象として評価します。その際、環境への影響が大きくなると考えられる場合には、代替案を含め、実行可能なより良い技術が取り入れられているかについて検討します。これらにより、事業の実施による環境への影響が回避又は低減されているものであるか否かについて評価します。